

平成30年度第6回五島市農業委員会総会会議議事録

公表用

開会日時	平成30年 9月25日 午後1時30分							
閉会日時	平成30年 9月25日 午後2時55分							
場 所	五島市役所3階大会議室							
農 業 委 員 出 席 委 員 (19名)	1	南 忠明	2	出口 幸博	3	山崎 早苗	4	平田 光昭
	5	荒木 富男	6	今里 誠一	7	中村 耕二	8	山本 実雄
	9	古里 善秀	10	山下 富雄	11	谷川 基晴	12	奈留 敏弘
	13	角田 隆章	14	上村 孝幸	15	岩田 弘孝	16	尾崎 初雄
	17	林 賢市	18	寺坂 誠一	19	山田 勝久		
欠 席 委 員 (0名)								
推 進 委 員 出 席 委 員 (14名)		山田 全		中村 利幸		梁瀬 敏夫		川口 誠一
		藤田 道則		岩谷 聖		片町 利則		深松 誠
		寺内 和彦		四辻 嘉之		川端 敏弘		木場 兵次
		大石 勝		野平 莊二				
欠 席 委 員 (6名)		中村 誠		出口 傳		畑田 幸彦		松本 芳一
		平山 勇市		小原 英樹		吉谷 吾市		坂井 平人
署 名 委 員	7	中村 耕二	17	林 賢市				
事 務 局	事務局長：田脇栄二 農地係長：梅木広成 主査：阿野舞子 主査：田中善博 嘱託員：井川勝博							
	分室 富 江：伊賀紀子主幹 玉之浦：保家 洋係長 三井楽：野口良美係長 岐 宿：月川美香主査 奈 留：村木博信係長							

	議 題	件 名	結 果
上 程 案 件 及 び 処 理 結 果	議案第 33 号	農地法第 3 条許可申請に係る意見について	可 決
	議案第 34 号	農地法第 4 条・5 条の規定による許可申請に係る意見について	可 決
	議案第 35 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について	可 決
	議案第 36 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可 決
	議案第 37 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可 決

＝午後 1 時 30 分 開会＝

□事務局長

平成 30 年度第 6 回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして出席者数等のご報告をさせていただきます。

本日の総会出席委員は、19 名全員出席となっております。

よって、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、本日は農地利用最適化推進委員 14 名にも出席いただいております。

○議長

皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、平成 30 年度第 6 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

それでは、議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

1 ページと 2 ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

続いて議案の説明をいたします。3 ページをご覧ください。

議案第 33 号

1 番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 田、外田 3 筆、畑 7 筆 11 筆合計 13,977 ㎡

譲受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 自営業兼農業

譲渡人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 無職

譲受理由： 義妹より譲り受けて農業経営を開始する。

譲渡理由： 非農家で耕作管理できないので義兄に譲り渡す。

契約内容： 贈与

次に、9 月 18 日〇〇地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っております。申請人は営農を開始するため、ヒアリングを実施したところ営農計画等も適正であり、また、申請内容につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございますか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第 33 号の 1 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、1 番は、許可されました。

○議長

次に、議案第 33 号の 2 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

2 番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 畑、外畑 1 筆、2 筆合計 3,759 ㎡

譲受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業

譲渡人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 介護職員

譲受理由： 耕作に便利な当該地を譲り受けて規模拡大を図る。

譲渡理由： 非農家で耕作管理できないので譲り渡す。

契約内容： 売買 対価 2 筆合計〇〇円

次に、9 月 18 日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございますか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第 33 号の 2 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって2番は許可されました。

○議長

次に、議案第33号の3番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

3番 土地の所在地：〇〇町〇〇 〇〇番 田、外田3筆、4筆合計2,267㎡
譲受人： 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 農業
譲渡人： 〇〇県〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 無職
譲受理由： 叔父から貸借している当該地を譲り受けて引き続き耕作する。
譲渡理由： 市外に居住しており耕作管理できないので甥に譲り渡す。
契約内容： 贈与

次に、9月18日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第33号の3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって3番は許可されました。

○議長

次に、議案第34号 農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見について、1番と2番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に農地法第4条・5条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。5から6ページをごらんください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良

事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

それでは、7 ページをご覧ください。

議案第 34 号の 1 番をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇番 畑 13 m²
〇〇町〇〇番 畑 36 m²
合計 49 m² 第 2 種農地

譲受人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

譲渡人：〇〇市〇〇 〇〇番 〇〇〇〇

転用目的：道路用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇円です。

申請地は、〇〇〇〇から東へ約 300m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、盛土を最高 0.7m、切土を最高 0.6m の造成工事を施工し、申請地周囲は県道と擁壁等で分断され土砂等の流失の恐れは無く、譲受人の所有地への進入路として利用する為、周辺農地への日照や通風及び耕作等に影響を及ぼす恐れはありません。雨水排水は側溝放流とする計画です。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、8 ページをご覧ください。

議案第 34 号の 2 番をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇番 畑 91 m²
〇〇町〇〇番 畑 32 m²
合計 123 m² 第 2 種農地

申請人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：道路用地

申請地は、〇〇〇〇から東へ約 300m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、盛土を最高 0.7m、切土を最高 0.6m の造成工事を施工し、申請地周囲は県道と擁壁等で分断され土砂等の流失の恐れは無く、所有地への進入路として利用する為、周辺農地への日照や通風及び耕作等に影響を及ぼす恐れはありません。雨水排水は側溝放流とする計画です。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。以上です。

○議長

次に、議案第 34 号の 1 番と 2 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。

質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。

それでは、議案第 34 号の 1 番と 2 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 34 号の 1 番と 2 番について、当協議会は去る 9 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 34 号の 1 番

所 在：〇〇町〇〇番地 外 1 筆

転用者：〇〇〇〇

転用目的：道路用地

議案第 34 号の 2 番

所 在：〇〇町〇〇番地 外 1 筆

転用者：〇〇〇〇

転用目的：道路用地

1 番と 2 番の申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にある第 2 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、道路用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 4 条・第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第 34 号の 1 番と 2 番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 34 号の 1 番外 1 件は許可相当と決しました。

○議長

次に、議案第 34 号の 3 番を審議いたします。本案については、〇〇番〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇番〇〇〇〇委員退席—

○議長

事務局の説明を求めます

□事務局

9 ページをご覧ください。

議案第 34 号の 3 番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇番 畑 331 m² 第 3 種農地

譲受人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

譲渡人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

契約内容：贈与による所有権移転です。

申請地は、〇〇〇〇から北東に約 380m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都

市計画区域内の第1種低層住居専用地域内で第3種農地であります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、土地の境界は、ブロック壁を設置することにより土砂等の流失の恐れはなく、建物の高さを約5mの平屋建てとすることで、周辺農地への日照、通風、営農等に影響を及ぼすことはありません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し、道路側溝に排出する計画となっております。以上です。

○議長

次に、議案第34号の3番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告の後に行います。

□〇〇地区協議会会長代理

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第34号の3番について、当協議会は去る9月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第34号の3番

所 在：〇〇町〇〇番

転用者：〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

本案の申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内にある第3種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第5条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長代理の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第34号の3番に対する地区協議会会長代理報告は、許可相当であります。地区協議会会長代理報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第34号の3番は許可相当と決しました。

〇〇番〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇番〇〇〇〇委員出席—

○議長

次に、議案第34号の4番から6番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

10 ページをごらんください。

議案第 34 号の 4 番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇番 畑 459 m² 第 3 種農地

借 人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

貸 人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

契約内容：土地は、無償の使用貸借契約です。

申請地は、〇〇〇〇より東に約 290m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に、配置図について、ご説明いたします。

申請地は、現状のまま使用し、東側は石垣で西側はブロック壁により保護され、土砂等流失や崩壊の恐れはなく、近隣農地から十分な距離がありますので、日照・通風・営農等への被害の恐れはありません。また、雨水排水は、自然流下及び水路放流とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し水路に排出する計画となっております。本案は、市役所等の支所からおおむね 300m 以内の区域内にある第 3 種農地であります。

次に、11 ページをご覧ください。

議案第 34 号の 5 番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇番 畑 1,822 m² 第 1 種農地

〇〇町〇〇番 畑 309 m² 農用地区域内の農地

合計 2,131 m²

申 請 人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：農業用施設用地

本案は、転用目的が農業用施設で、地域の農業振興や個人の農業経営上必要不可欠なものに該当し、原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。

申請地は、〇〇〇〇から東へ約 700m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外及び農用地区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、転用の許可を得ないで平成 19 年ビニールハウスを使用して、鶏を飼育し、現在も鶏舎として使用しております。現在に至るまで、周辺の農地への日照や通風及び営農等に被害の発生はなく、鶏糞等の処理は、定期的に鶏舎内の清掃を行い大半は堆肥センターに搬入し一部作物の肥料として畑に散布しております。雨水排水は自然流下とする計画となっております。本案は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地及び農用地区域内の農地となっておりますが、農業用施設用地は例外的に許可することができるようになっており、平成 26 年 12 月 19 日に用途が農業用施設用地に軽微な変更をされております。本案については、全地区協議会を開催しております。

次の議案につきましては、差替えがありますので、本日お配りしている議案書をご覧ください。議案第 34 号の 6 番をご説明いたします。

所 在：〇〇町〇〇 〇〇番 畑 3831 m² 農用地区域内の農地

譲受人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

譲渡人：〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：農業用施設用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇円です。

申請地は、〇〇〇〇より南へ約 900mに位置し、農業振興地域内の農用地区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、最高 1.2mの盛土及び最高 1.7mの切土の造成工事を行い、法面は石積やブロック壁を設置することで土砂等の流出はなく、施設の高さや設置位置を制限するために隣接農地への日照・通風等の影響はなく、営農への支障はないと思われます。本案は、平成 30 年度五島市畜産クラスター構築事業により、申請地と隣接する同所 1740 番（原野）を事業併用地として豚舎 1 棟を建築する計画となっております。また、当該地は、富江土地改良区の受益地となっておりますが、富江土地改良区より農地から農業用施設用地への転用は、やむを得ないとの意見をいただいています。

雨水排水については、自然流下及び雨水排水溝を通じ雨水貯留浸透池へ溜めて既存の水路に放流する計画となっております。豚舎内の糞は、処理施設で堆肥として処理し、汚水については、汚水貯留タンクに溜め、排水管を通し畜産汚水処理施設にポンプ圧送し処理した後、水路放流する計画となっております。

本案は、農地区分が農用地区域内の農地となっておりますが、農業振興地域整備計画において指定された用途に供するために行われるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。平成 30 年 7 月 30 日に用途が農業用施設用地に軽微な変更をされております。本案については、全地区協議会を開催しております。以上です。

○議長

次に、議案第 34 号の 4 番から 6 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。

質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。

それでは、議案第 34 号の 4 番と 5 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 34 号の 4 番と 5 番について、当協議会は去る 9 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 34 号の 4 番

所 在：〇〇町〇〇番

転 用 者：〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

議案第 34 号の 5 番

所 在：〇〇町〇〇番 外 1 筆

転 用 者：〇〇〇〇

転用目的：農業用施設用地

4 番の申請地は、市街地化の傾向が著しい区域内にあり、おおむね 300 メートル以内に市役所の出張所がある第 3 種農地である。5 番の申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地及び農用地区域内の農地で、農用地利用計画に定められた農業用施設用地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地及び農業用施設用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 4 条・第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

○○地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。
—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 34 号の 6 番に対する○○地区協議会会長の報告を求めます。

□○○地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第 34 号の 6 番について、当協議会は去る 9 月 18 日、9 月 21 日に現地調査及び審議を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 34 号の 6 番

所 在：○○町○○ ○○番
転 用 者：○○○○
転用目的：農業用施設用地

本案の申請地は、農用区域内の農地で、農用地利用計画に定められた農業用施設用地である。周辺の農地等に影響は無く、農業用施設用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で○○地区協議会の報告を終わります。

○議長

○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わります。採決は一括して行います。
議案第 34 号の 4 番から 6 番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 34 号の 4 番外 2 件は許可相当と決しました。

○議長

次に、議案第 35 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。13・14 ページをご覧ください。
農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用する

ため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。15 ページをご覧ください。本日ご審議いただく農用地利用集積計画につきましては、利用権設定が田 30 筆、畑 35 筆の計 65 筆で、面積が 144,430 m²。所有権移転につきましては、田 1 筆、畑 24 筆の計 25 筆で、面積が 45,917 m²となっております。以上です。

○議長

それでは、利用権設定の1番を審議いたします。本案については、〇〇番〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇番〇〇〇〇委員退席—

○議長

事務局の説明を求めます

□事務局

16 ページをご覧ください。

1 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する者： 〇〇〇〇
利用権を設定する土地： 畑 2 筆 14,518 m²

以上につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第35号、利用権設定の1番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第35号、利用権設定の1番は、原案のとおり可決されました。〇〇番〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇番〇〇〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第35号、利用権設定の2番を審議いたします。

本案については、〇〇番〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

—〇〇番〇〇〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

2番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する者： 〇〇〇〇

利用権を設定する土地： 畑1筆 3,216㎡

以上につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第35号、利用権設定の2番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第35号、利用権設定の2番は、原案のとおり可決されました。〇〇番〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇番〇〇〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第35号、利用権設定の3番を審議いたします。

本案については、〇〇番〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

—〇〇番〇〇〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

3番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する者： 〇〇〇〇

利用権を設定する土地： 畑1筆 1,298㎡

以上につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 35 号、利用権設定の 3 番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 35 号、利用権設定の 3 番は、原案のとおり可決されました。〇〇番〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇番〇〇〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第 35 号利用権設定の 4 番 1 から 16 番、所有権移転の 17 番から 21 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

4 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇
利用権を設定する者： 〇〇〇〇
利用権を設定する土地： 畑 1 筆

4 番 2 〇〇〇〇 畑 1 筆

4 番 3 〇〇〇〇 田 3 筆

4 番 4 〇〇〇〇 畑 2 筆

4 番 5 〇〇〇〇 田 4 筆

4 番 6 〇〇〇〇 田 3 筆

4 番 7 〇〇〇〇 田 1 筆

以上 4 番 1 から 4 番 7 の面積合計は、田 11 筆、畑 4 筆で合計 22,908 m²

全て新規で、契約内容は 4 番 1 から 4 番 2、4 番 4 から 4 番 7 が賃貸借権、4 番 3 が使用貸借権となっております。

なお、4 番各号につきましては〇〇〇〇によるものです。

5 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する者： 〇〇〇〇 外共有持ち分者なし
利用権を設定する土地： 田 3 筆

5 番 2 〇〇〇〇 田 1 筆

以上 5 番 1 から 5 番 2 の面積合計は、田 4 筆で合計 6,216 m²、

全て更新で、契約内容は全て使用貸借権となっております。

6 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手

利用権を設定する者： 〇〇〇〇

利用権を設定する土地： 田 1 筆

6 番 2 中村政行 畑 1 筆

以上 6 番 1 から 6 番 2 の面積合計は、田 1 筆、畑 1 筆で合計 1,990 m²

全て新規で、契約内容は全て使用貸借権となっております。

7 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者

利用権を設定する者： ○○○○

利用権を設定する土地： 畑 1 筆

7 番 2 ○○○○ 畑 1 筆

7 番 3 ○○○○ 畑 3 筆

7 番 4 ○○○○ 畑 1 筆

7 番 5 ○○○○ 畑 1 筆

7 番 6 ○○○○ 畑 1 筆

7 番 7 ○○○○ 外 5 名

こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。 畑 1 筆、以上 7 番 1 から 7 番 7 の面積合計は、畑 9 筆で合計 23,538 m²。

7 番 1 から 7 番 2、7 番 4 から 7 番 7 が更新、7 番 3 が新規で、契約内容は全て賃貸借権となっております。

8 番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手

利用権を設定する者： ○○○○

利用権を設定する土地： 田 3 筆 7,969 m²

更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

9 番 1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者

利用権を設定する者： ○○○○ 外 4 名

こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。

利用権を設定する土地：畑 1 筆

9 番 2 ○○○○ 畑 4 筆

9 番 3 ○○○○ 畑 2 筆

9 番 4 ○○○○ 畑 1 筆

以上 9 番 1 から 9 番 4 の面積合計は、畑 8 筆で合計 13,266 m²、
全て更新で、契約内容は全て使用貸借権となっております。

10 番 1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者

利用権を設定する者： ○○○○

利用権を設定する土地： 畑 4 筆

10 番 2 ○○○○ 畑 1 筆

10 番 3 ○○○○ 畑 1 筆

10 番 4 ○○○○ 畑 1 筆

以上 10 番 1 から 10 番 4 の面積合計は、畑 7 筆で合計 13,780 m²、
10 番 1 が更新、10 番 2 から 10 番 4 が新規で、契約内容は 10 番 1 が使用貸借権
10 番 2 から 10 番 4 が賃貸借権となっております。

11 番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者

利用権を設定する者： ○○○○

利用権を設定する土地： 田 4 筆 11,265 m²

新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

12 番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手

利用権を設定する者： ○○○○

利用権を設定する土地： 畑 1 筆 4,335 m²

新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

13 番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者

利用権を設定する者： ○○○○

利用権を設定する土地： 畑 1 筆 6,082 m²

- 新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 14 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇
 利用権を設定する土地： 田 1 筆 1,356 m²
- 新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 15 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇
 利用権を設定する土地： 田 1 筆 3,129 m²
- 更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 16 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇
 利用権を設定する土地： 田 5 筆 9,564 m²
 更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

引き続き所有権移転の案件についてご説明いたします。22 ページをご覧ください。

- 17 番 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 所有権を移転する者： 〇〇〇〇
 所有権を移転する土地： 畑 2 筆 4,254 m²、
 契約内容は売買で対価は 2 筆合計〇〇円となっております。
- 18 番 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 担い手
 所有権を移転する者： 〇〇〇〇
 所有権を移転する土地： 畑 9 筆 14,525 m²
 契約内容は売買で、対価は 9 筆合計〇〇円となっております。
- 19 番 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 担い手
 所有権を移転する者： 〇〇〇〇
 所有権を移転する土地： 田 1 筆 2,423 m²
 契約内容は売買で、対価は〇〇円となっております。
- 20 番 1 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 所有権を移転する者： 〇〇〇〇
 所有権を移転する土地： 畑 3 筆
- 20 番 2 〇〇〇〇 畑 2 筆
 以上 20 番 1 から 20 番 2 の面積合計は、畑 5 筆で合計 8,005 m²
 契約内容は売買で、対価は 20 番 1 が 3 筆合計〇〇円
 20 番 2 が 2 筆合計〇〇円となっております。
- 21 番 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 所有権を移転する者： 〇〇〇〇
 所有権を移転する土地：畑 8 筆 16,710 m²
 契約内容は売買で、対価は 8 筆合計〇〇円となっております。

以上につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の
 (1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 35 号、利用権設定の 4 番 1 から 16 番、所有権移転の 17 番から 21 番は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 35 号、利用権設定の 4 番 1 外 32 件、所有権移転の 17 番外 5 件は原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 36 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。24 ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。

さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 35 号 4 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

議案についてご説明いたします。

1 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する土地： 畑 1 筆 3,378 m²
契約内容は、賃貸借権となっております。

2 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する土地： 畑 3 筆 4,309 m²
契約内容は、賃貸借権となっております。

3 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する土地： 田 3 筆 2,699 m²
契約内容は、使用貸借権となっております。

4 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する土地： 田 8 筆 12,522 m²
契約内容は、賃貸借権となっております。

以上、1 番から 4 番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 36 号農用地利用配分計画に対する意見について 1 番から 4 番については適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 36 号 農用地利用配分計画に対する意見についての 1 番外 3 件については、適当であるとの意見に決しました。

○議長

次に、議案第 37 号農地利用状況調査に係る非農地の判断について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第 37 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。28 ページをご覧ください。

平成 26 年 4 月施行の改正農地法により、遊休農地に関する措置が変更され、農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとされました。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について 第 4 (3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行っております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。29 ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、田 7 筆、畑 15 筆の合計 22 筆で、合計面積は 22,975.16 m²となっております。

4 月からの累計は、田 99 筆、畑 175 筆で合計面積は 236,301.40 m²となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 37 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 37 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

○議長

議題は以上で終了いたしました。続きまして、報告協議事項に移ります。始めに、ながさき農業委員会 1・1・1 運動の各対策班の報告を行います。

□事務局 会議等報告・予定他について

1. ながさき農業委員会 1・1・1 運動各対策班報告について
2. 五島市農業委員会委員互助会収支決算書の承認について
3. 五島市農業委員会委員積立金収支決算書の承認について
4. 農業委員・推進委員の公務災害補償制度への加入について、自費研修旅行の予定について
5. 会議等報告・予定について
6. その他

○議長

以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成 30 年度第 6 回五島市農業委員会総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

＝午後 2 時 55 分 閉会＝